

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

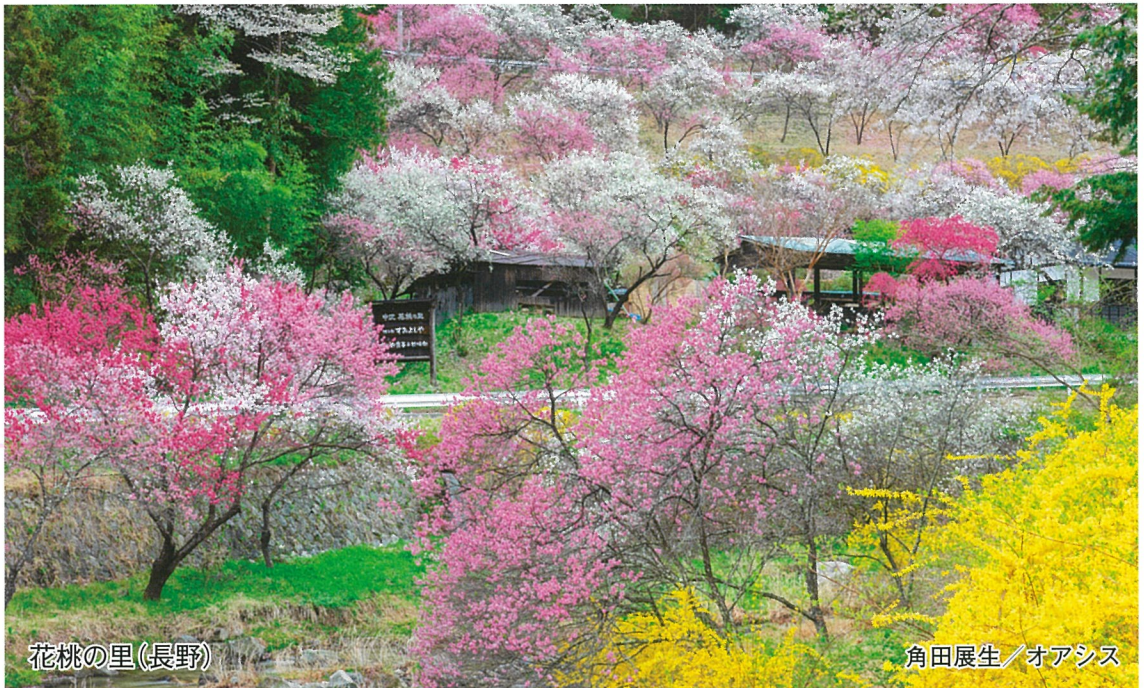
潮目大事

菜根譚をFole誌上で解説している湯浅邦弘氏は「潮目を見定める」ことの大切さを書いています。スポーツの試合等で、圧倒的に優勢だった状況が、時として、一つのミスから試合の流れが変わることがあります。外から全体を俯瞰していれば気付くものでも、当事者の選手には見えないもので、対応が遅れると、もうどうしようもなくなる。そこで、監督が流れを変えるべくタイムをかけ、選手に一息つかせ、メンバーチェンジやポジションを変えたりして、流れを引き戻す努力をします。渦中には中々気付かない潮目を、鋭敏に察知して手を打つ。率先垂範の指揮者もいますが、時には一歩退いて潮目を見極めることが大切です。

ヒント

税務 ミニガイド

大規模法人の電子申告義務化が令和2年4月1日以後開始する事業年度から開始されます。電子申告義務化法人は、事業年度開始の時ににおいて資本金の額が1億円を超える法人で、令和2年4月1日以後開始する事業年度の開始の日から1か月以内に届出書を所轄税務署に提出する必要があります。



花桃の里(長野)

角田展生 / オアシス

消費税の軽減税率 — 飲食料品の範囲 —

□軽減税率制度

消費税の軽減税率制度が施行されてから約6ヶ月が経過しましたが、ここでは軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡について、あらためて確認してみましょう。

□飲食料品の定義

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）をいい、食品とは、人の飲用または食用に供されるものをいいます。

工業用として販売される塩など、人の飲用または食用以外の用途で販売されるものは飲食料品に該当しませんし、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品も含まれません。

□一体資産

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、または構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のものについては、全体が軽減税率の対象となる飲食料品に含まれることとなります。

□飲食店等での外食等

飲食料品のテイクアウト販売は軽減税率の対象となりますが、飲食店や喫茶店での外食（店内等での飲食物の提供）、ケータリング（相手方の指定した場所において行う加熱、調理または給仕等の役務を伴う飲食料品の提供）は軽減税率の対象にはなりません。

□店内飲食とテイクアウト販売の区分

店内飲食とテイクアウト販売の両方を行っている飲食店等において飲食料品を提供する場合には、そのどちらに該当するかは、事業者が飲食料品の譲渡等を行う時に判断することとなります。

一般的には、注文等の時点において、顧客に店内飲食（標準税率）かテイクアウト販売（特



○お猪口の底に描かれた青い二重丸。

これを「蛇の目」といいます。この模様は、実は利き酒のための模様です。白磁器のお猪口に日本酒を入れ、液体の色や粘性、清澄の度合いを見ます。青い蛇の目は、酒の透明度や冴え、照りを見るためのものです。ちなみに、「青冴え」といって、蛇の目の青が鮮やかに見えるほど「酒はうまい」とわれています。



ち帰り、軽減税率) かの意思確認を行うなどの方法によって軽減税率の適用の有無を判断することになります。

□酒類

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である飲食料品から除かれていますので、軽減税率の対象になりません。

酒税法に規定されているかどうかポイントとなりますので、酒税法に規定するみりんの販売は、軽減税率の適用対象となりませんが、みりん風調味料(アルコール分が一度未満のもの)については、酒税法に規定する酒類に該当しないため、飲食料品として軽減税率の対象となり、ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料についても軽減税率の対象となります。

□栄養ドリンク等

医薬品等に該当する栄養ドリンクは軽減税率の対象となりませんが、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、食品として軽減税率の対象となります。

また、人の飲用または食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、食品として軽減税率の対象となります。

相続税課税割合が上昇 —8.5%に—

基礎控除額が6割に下げられた改正から4年がたち、令和元年10月末日提出分における相続税の課税割合が8.5%にまで上昇したことが、国税庁により発表されました。今回はこの件について検討してみたいと思います。

1.割合の実績 平成26年分には4.4%であった課税割合は、基礎控除引下げの改正後の平成27年分は8.0%に倍増し、その後も28年分が8.1%、29年分が8.3%、そして今回30年分は8.5%となりました。この割合は、全国レベルの実績ですので、都市部の割合増加はさらに顕著となっています。

2.特記事項 課税価格1億円以上の申告割合がかなり増加した点が大きな特色です。この層の実績は、改正前の平成26年分は約3万件で全体の40%程度だったのですが、平成27年分は8

万8千件で全体の66%となりました。

さらに今回平成30年分は平成27年分より1万2千件増加となり、初めて10万件を突破して申告数全体の67%となっています。

3.相続税調査 前項の状況下、国税当局として、相続税申告が予測される人への簡易な接触「お尋ね・書面依頼」や、無申告事案についての実地調査を強化した結果、全体では、申告漏れ課税価格は1千億円を超えて、1,148億円となりました。そのなかでも無申告に対する実地調査の70%強が課税価格1億円以下の層が占める結果となっています。

ジャンル別では、「簡易な接触」による申告漏れ1件当たりの課税価格実績は428万円となり、「無申告」による同実績は8,320万円、「海外資産」に係わる同実績は4,064万円という結果が報告されています。

特に「海外資産」に係わる把握については、租税条約に基づく情報交換制度と共に共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報が活用され始めています。

ナマの税務相談室

Q 桜の美しい季節が訪れて参りました。この度、娘を嫁がせるため12年前に裏の畑地に植林していた桐を伐採し、譲渡いたしました。この場合の所得がどのような所得になるのか、農業所得か或いは別の所得例えば山林所得なのか良く分からずご指導頂きたく参りました。

A 嫁入り道具に桐箆笥を作るため桐を植樹する話を伺いますが手作りの桐を伐採して娘さんの御用になる桐も本望ですね。桐の成長は非常に速いため間に合って良かったですね。

ところで、山林所得となる「山林」とは、一般的に建築用材又は薪炭材等に使用されるためにその立木の伐期齢まで集団的に育成管理される立木をいうものと解されています。

山林所得とは「山林」を伐採して譲渡したり、又は「山林」を伐採しないで立木のまま譲渡したことによって生じた所得をいいます（所基通

裏の畑に植えていた 桐の木を売った

3-2-1)。
今回の桐の木のように非常に生育が早く短期間で伐期齢に達し建築材や家具材などの用材としての用途が

広いため「林地」ばかりでなく「畑地」などの農耕に適する土地にも植栽されることがあります。このような場合、その立木が家具材等の用材として使用するため伐期まで相当な規模で集団的に育成管理されてきたものであれば、これを伐採、譲渡することにより生じた所得は、山林所得として取り扱われます。

なお、例えば、屋敷の庭にある3~5本程度の桐の木を伐採して譲渡したような場合は、用材として相当な規模で集団的に育成管理されて来たものではありませんから、山林所得ではなく譲渡所得（総合所得の対象）として取り扱われます。

Q どうも有難う御座いました。また申告の際はよろしくお願ひいたします。

ナマの税務相談室

チャットボットと スマート税務行政

ス マート(smart)とは、活発な、賢明な、という意味で、最近の標語の**超スマート社会**は、サイバー空間と現実社会が高度に融合した社会として、ロボット、人工知能、ビッグデータ、IOTなどを駆使する未来像のことです。

国 税庁は、スマート税務行政の実現に向けてとして、この1月から「チャットボット(chatbot)」の導入を始めました。チャットボットとは対話(chat)とロボット(bot)という2つの言葉を組み合わせたもので、対話を行うロボットのことで

国 税庁のホームページに行くと、チャットボットに誘う入口が案内されています。現在のチャットボットは試験

導入で、電話相談や訪問相談の代替措置として、税務当局側の人員不足や繁忙期における円滑な対応についての課題解決を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、導入するものとされています。

試 験導入では、令和元年分の所得税の確定申告のうち、医療費控除や住宅ローン控除、ふるさと納税などの各種控除を中心に、給与収入や年金収入がある方の「よくある質問」に対応しています。

↑ ふたば」という名前のついたチャットボットの画面では、次のように展開されていきます。

①アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。

②チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。

③適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIからチャット上にメニューボタンが複数表示されることによる逆質問で、質問内容を補完する。

今 後は、相談事例を蓄積して、回答範囲を拡大していく予定としていますが、ロボット自身も、自己学習を積み重ねていくでしょうから、ゆくゆくはベテランの電話相談員のような対応が出来るようになるのだと期待されます。

チ ャットボットの画面でも、利用者の意見により改善を進め、AI(人工知能)の学習を行うことで、回答の精度が向上していきます。最初は、うまく答えられない質問もあるかもしれませんが、温かい目で成長を見守ってくださいとメッセージしています。

く花曇 甲子雄」
「ふるさとの土に溶けゆく花曇 甲子雄」
4月は学校も新学年。官公庁も新年度。改正税法も4月から原則適用です。月末から連休に入ります。4月からは学校も新学年。官公庁も新年度。改正税法も4月から原則適用です。月末から連休に入ります。4月からは学校も新学年。官公庁も新年度。改正税法も4月から原則適用です。月末から連休に入ります。



未来予測の最適な方法は、その未来を自分でつくってしまうことだ。

(アリババ創業者 ジャック・マー)

4月の税務メモ

(国税)		(地方税)
○3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○3月分個人住民税特別徴収分の納付
○2月決算法人の確定申告	15日	○給与支払報告に係る異動の届出
○8月決算法人の中間(予定)申告	30日	○2月決算法人の確定申告
	〃	○8月決算法人の中間(予定)申告
	〃	○非課税法人の住民税均等割の申告
	〃	○軽自動車税の納付
	〃	○固定資産税、都市計画税の納付
	〃	○固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)
	(地方条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。